

議案第 33 号

松阪市公民館条例の一部改正について

松阪市公民館条例（平成 17 年松阪市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市公民館条例の一部を改正する条例

松阪市公民館条例（平成 17 年松阪市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 名称の欄中「松阪市小野江コミュニティセンター」を「松阪市小野江公民館」に改め、同表位置の欄中「松阪市小野江町 383 番地」を「松阪市小野江町 380 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。